別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～６　略］		
7　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第６条第２項各号に掲げる者を含む。）の氏名	［略］	
8　［略］		
9　投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受け、かつ、自己と密接な関係を有する者（令第15条の４の２に規定する者をいう。以下同じ。）に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨	（投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨）	
10～13　［略］		
14　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（15の場合を除く。）にあっては、その旨	［略］	
15　［略］		
16　14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	（14又は15の場合のほか、高速取引行為を行う旨）	
17　有価証券とみなされる権利（第６条の４に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	［略］	

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（金商）第　　号（　年　月　日）	
＊　金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日
［１～６　同左］		
7　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第６条第２項に規定する者を含む。）の氏名	［同左］	
8　［同左］		
［項を加える。］		
9～12　［同左］		
13　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（14の場合を除く。）にあっては、その旨	［同左］	
14　［同左］		
15　13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	（13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨）	
16　有価証券とみなされる権利（第６条の３に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第２条第８項第１号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	［同左］	